

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人移動通信基盤整備協会（以下「本協会」という。）定款第30条の規定に基づき、本協会の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
2 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬の種類及び通勤手当等)

第3条 常勤役員の報酬は、本給とする。
2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができることとし、総会において別に定めるところにより退職手当を支給する。
3 出向者である常勤役員について、出向元に負担金を支払うときは、当該負担金は定款第30条に定める報酬とみなす。ただし、役員退職手当の算定基礎には算入しない。

(報酬の支払方法)

第4条 常勤役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
2 常勤役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、その月の月額的全額を毎月20日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日とする。

(報酬の決定基準)

第6条 常勤理事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づきその職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。
2 常勤監事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に

基づき監事の協議によって決定する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当を支給する場合には、運賃、時間、距離等の事情を勘案し、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出される運賃を支給する。

(日割計算)

第8条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(非常勤役員の報酬)

第10条 非常勤役員には、総会において別に定める非常勤役員の報酬(日額)及び費用弁償に関する規程を適用する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則(平成24年6月21日 総会決議)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表（役員の報酬月額）

役 職	報 酬 月 額
会 長	1,500,000 円以内
専務理事	1,300,000 円以内
理 事	1,200,000 円以内
監 事	1,200,000 円以内